

戦後日本のソーシャルワークの展開課程における

学校教職員の役割に関する歴史的研究

—障害乳幼児支援の取り組みを事例に—

田中 謙・大津雅之・高木寛之

キーワード：ソーシャルワーク・学校教職員・障害乳幼児・ソーシャル・アクション

要 旨

本研究では教育および福祉（その中でも特に療育領域に焦点を当てる）領域におけるソーシャルワークについて、特に 1960 年代～1970 年代の学校教職員に焦点を当てながら、日本国内における「ソーシャルワーク的支援」に関する歴史的研究を行い、その特質を明らかにすることを目的とした。

その結果、戦後日本の障害乳幼児支援の歴史を紐解くと、教員による「ソーシャルワーク的支援」の萌芽が見て取れた。特に東京都の幼児グループの事例から、保護者や特殊学級担任教員といった特殊教育関係者等が支援の場として幼児グループ創設に関与するソーシャル・アクションが確認された。

従ってソーシャルワークの発展過程において、学校教職員に関しても「ソーシャルワーク的支援」の展開過程に関与していたことが示され、その発展に携わっていた可能性を明らかにした。

I. 研究目的

本研究では教育および福祉（その中でも特に療育領域に焦点を当てる）領域におけるソーシャルワークについて、特に 1960 年代～1970 年代の学校教職員（以下、教職員）に焦点を当てながら、日本国内における「ソーシャルワーク的支援」に関する歴史的研究を行い、その特質を明らかにすることを目的とする。

なお本研究における「ソーシャルワーク的支援」の定義に関しては、大津・高木・田中（2016）の定義を援用することとする。

る。

教育領域におけるソーシャルワークとの接点に関して、今日では 2008（平成 20）年度文部科学省「スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業」、同年 12 月「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」に代表されるように（平成 20 年 12 月）スクールソーシャルワーク（SSW）やスクールソーシャルワーカー（SSWr）の導入が注目されている。さらに 2015（平成 27）年 12 月 21 日中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善

方策について（答申）」が示され、SSWr等のソーシャルワークに係る専門性を有した外部人材の効率的な活用方法の方向性が現在議論されており、教育領域におけるソーシャルワークの重要性が高まっている。

この教育領域におけるソーシャルワークに関して歴史的には1980年代以降、山下英三郎（日本社会事業大学名誉教授）がアメリカのソーシャルワーク理論を参考に埼玉県所沢市において不登校児等を対象としたSSW実践を行っていったことが知られている。また同時期に石田（1986；1987a；1987b；1989）の一連の研究により、アメリカのスクールソーシャルワーク理論が日本でも紹介されていた。こうした動きを受けて2000（平成12）年兵庫県赤穂市が関西福祉大学と協働してSSW導入する等広がっていき、2006（平成18）年3月18日日本学校ソーシャルワーク学会設立総会（準備シンポジウム）が行われる。近年では2008（平成20）年4月文部科学省調査研究事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」が導入され、全国339地域（46都道府県、293市区町村）にSSWrが順次配置され、SSWrの認知も徐々に広がっている。

療育領域においては障害児福祉や社会福祉士との関連から、一瀬（2013）等で療育機関では重層的で循環的なソーシャルワークが実施されていることが報告されている。また歴史的にも1980年代には地域療育システム構築の議論の中で、高松（1985）等ソーシャルワークとの関連性が述べられている。

以上のように戦後日本においては1980

年代頃から顕著な動きが確認できる。しかしさらに歴史的展開過程を振り返ると、それ以前からソーシャルワークに係る幼児児童生徒およびその家庭に関する社会的ニーズは「存在」したと考えられ、教育機関に属する学校教職員が「ソーシャルワーク的支援」を担い、そのような社会的ニーズに対応してきた歴史も有していることが確認できる。例えば学校福祉研究会編（1963）では1950～1960年代にかけ「長期欠席児」「不就学児」「非行児」等を支援する「福祉教員制度」等が、大崎（2012）では京都市教育委員会「生徒福祉課」設置（1962年）等が報告されている（大崎,2012）。こうした取り組みは「学校福祉」として知られている。

このような戦後日本の展開過程の中で、本研究では学校を中心とした「ソーシャルワーク的支援」だけでなく、教育機関に属する教員が他領域の専門職、例えば「保母」や「保健婦」等、との「連携」を通して、教育および療育領域の中で地域社会においてニーズに対応した「ソーシャルワーク的支援」を担ってきた可能性を検討する。

具体的には特に障害乳幼児支援における障害の「早期発見・早期対応」と関連し、自治体規模等の地域特性に応じて、福祉、教育、保健医療領域の各関係機関および専門職が支援に関する社会的ニーズに対応してきた歴史を有していると考えられる。その上で、今日の「ソーシャルワーク的支援」は社会福祉領域を中心としつつも、教育、保健医療領域の関係機関間、専門職間で「連携」や「住み分け」等を通して発展してきた経緯を有しており、今日の発展があるとの仮説を設定し、その検証作業の一環

として特に教員の役割を検討する。

以上から、本研究は今日に至る「ソーシャルワーク的支援」の展開過程を明らかにする作業の一環として、「ソーシャルワーク的支援」の展開過程における教育領域に属する教育機関に属する専門職、特に教職員における教員、の果たしてきた役割を障害乳幼児支援の観点から検討することを目的とする。その中でも特に本研究では1960～1970年代を中心に障害乳幼児支援を担った幼児グループを分析事例として取り上げる。

本研究を進めることにより、戦後日本におけるソーシャルワークの展開課程における教育領域の機関や教職員の役割を明らかにするだけでなく、福祉、教育、保健医療領域にまたがる「支援の場」(田中・渡邊,2011)であった幼児グループを戦後障害(児)者福祉史に位置づける一助になるという積極的な意義が見いだせる。

II. 研究方法

1. 分析対象と時期設定

本研究では主に幼児グループを分析対象とする。その際、東京都および東京都の基礎自治体という一地域を分析対象として戦後から特に1970年代までを対象に検証を進めている田中・渡邊(2011)および田中(2015a; 2015b; 2016a; 2016b; 2016c)の一連の研究を参照する。

この一連の研究では田中(2015a; 2016a)で戦後の幼稚園および養護学校幼稚部を中心とした教育行政および保育所に焦点を当てた福祉行政の動向を明らかにした上で、田中・渡邊(2011)および田中(2015b; 2016b; 2016c)で1950年

代～1970年代に障害児・者支援関係者、基礎自治体や保護者等によって創設された幼児グループの特質の検討がなされている。特に田中の一連の研究では、事例分析を中心として、障害乳幼児支援の場を創設した幼児グループの社会的役割が明らかにされつつある。従来の幼児グループに関する研究では「昭和40年前後から…各地で母子グループ指導が試みられるようになる」(柴崎,1997,675)、「1966年に開かれた全国的な集会在契機となって、障害をもつ乳幼児の保護者や保育士、保健関係者、大学の研究者や学生ボランティアなどによって、在宅の障害児の保育グループが自主的に活動を始めた」(澤田,2009,173)等限定的な分析がなされているにとどまっていたことから、本研究は戦後日本の幼児グループの展開を通園施設・事業の系譜に位置づける作業の一環である。

分析対象時期区分に関して、加藤(1997)および田中・渡邊(2011)を参照した。加藤(1997)は早期療育は他のライフステージと明確に一線を画していること、対象がきわめて特異な状況下にある子どもと家族であることを指摘した上で、早期療育の主たる活動は、地域での生活上生じる諸ニーズへの支援サービスであるとする立場を取る(加藤,1997,198)。その上で、発達障害乳幼児が「いつごろから福祉・教育関係者の視野に入ったのか」、「どのような発達支援を受けて今日に至ったのか」を明らかにするため、戦後から1990年代まで(1)早期療育の先駆け(1964年まで)、(2)早期療育の萌芽(1965年～1973年)、(3)早期療育の発展(1974年～1980

年)、(4) 早期療育の多様化 (1981 年～1990 年)、(5) 早期療育の新たな展開 (1991 年～)」という時期区分を採用している (加藤,1997,198)。また田中・渡邊 (2011) は幼児グループの活動の特徴から (1) 草創期の幼児グループの活動 (戦後～1950 年代)、(2) 障害の早期発見体制整備と「専門的」支援 (1960 年代前半)、(3) 幼児支援に対する保護者の要求の顕在化 (1960 年代後半)、(4) 保護者が関わる幼児グループ創設の拡大・充実と「地域における支援」(1970 年代以降) に区分している。

いずれの研究も障害乳幼児支援において重要視される地域性に応じた地域支援体制の構築という視点を設定しており、本研究も地域で幼児グループを創設する保護者と教職員の地域への指向という点で共通性が見出せるため、時期区分として参照した。その上で本研究はこの加藤の(1)～(3)、田中・渡邊 (2011) の(2)～(4)の時期区分を参考にしつつ、特に早期療育の萌芽となる幼児グループの創設が東京都内で広がっていく 1960 年代～1970 年代を対象とする。

2. 分析視点および分析課題

本研究では 1960～1970 年代の社会的ニーズ、特に障害乳幼児の早期発見後の早期対応としての支援というニーズ、に対し、「ソーシャルワーク的支援」として教育領域における教員がどのように関与していたのかを分析視点として設定する。

具体的な分析課題として (1) 1960～1970 年代の障害乳幼児支援の動向を概括し、(2) その中でのソーシャル・アクシ

ョンとしての幼児グループ創設を検討し、(3) ソーシャル・アクションに携わった教員の関わりの特徴、を検討する。

3. 分析 (史) 資料および倫理的配慮

本研究は文献研究の手法を用いる。分析に用いる主な分析 (史) 資料としては「障害をもつ子どものグループ連絡会」の創設期の会議録 (未公開)、障害をもつ子どものグループ連絡会編 (2012) である。また先述のように東京都の幼児グループを分析対象とした田中・渡邊 (2011) および田中 (2015a ; 2015b ; 2016a ; 2016b ; 2016c) の一連の研究を参照した。

倫理的配慮として、文献の取り扱いに関しては、日本社会福祉学会研究倫理指針の規定を順守するとともに、文献の引用については、厳密な倫理的配慮を心がけた上で取り扱うこととした。

III. 結果

(1) 障害乳幼児支援の転換

戦後日本においては 1960 年代に入ると、1961 (昭和 36) 年保健所での三歳児健康診査開始、1963 (昭和 38) 年「三歳児健康診査の強化について」¹⁾、さらに 1965 (昭和 40) 年「母子保健法」²⁾制定により、特に三歳以上の障害幼児の「早期発見」のための支援体制整備が進められる。このことにより「早期発見」後の支援体制整備を求める要求が保護者や支援関係者等の間で高まることになる。具体的には 1961 年児童福祉法の一部改正により、保健所において三歳児健診が一斉健診として開始されるようになった。この三歳児健診の内容は発育状態、栄養状態、疾病の有無等の健

康診査の他に歯科および精神発達などの検査、指導等の多角的な内容で構成されており、心身障害児の早期発見につながる内容となっていた。このため保健所における三歳児健診が児童の健康管理の外、障害の早期発見の場として意味を持つようになった。この三歳児健診が1965年に母子保健法が制定時に規定されたことによって、法的根拠を持ち、健診体制が一層整備されていった。その後、三歳児健診は検査方法や受診率をより高めて、障害やその疑いがある子どもが数多くスクリーニングされた。次第に、その子どもたちのフォローアップの問題として、早期療育の場への問題を提起させるようになった。即ち、スクリーニングされた子どもたちにどう療育を実施するかが、親や関係者に新しい課題として認識されたのである。即ち、健診の実施は人々への乳幼児期への関心を高めたし、障害や発達に遅れを持つ乳幼児への指導や訓練、治療の必要性を認識させ、具体的な療育の場を求めることになった。

さらに早期発見された障害児の早期支援、特に精神薄弱児の早期教育の「効果」、「教育可能性」(educable)の指摘と実践に関する研究結果が、アメリカイリノイ州立イリノイ大学(University of Illinois)教授で同大学の特殊教育研究所長を務めた教育心理学者 S.A.カーク(S.A.Kirk)により日本で紹介された。カークは「精神薄弱児をもつ保護者への支援(相談)の必要性、親の運動の成果、就学前幼児を対象とした実践施設、早期教育の有用性」等を述べ、「精神薄弱児であっても特別な教育課程等で教育を行うことでその能力を最大限に発達させることができる」という

「教育可能性」を指摘したのである(田中,印刷中)。

カークは1965(昭和40)年に来日し、11月3日～16日の間に東京・仙台・名古屋・大阪・福岡の五都市でこのようなKirk(1958)等のアメリカにおける精神薄弱幼児への教育実践の成果を公表する講演会を行った(Kirk,1958)。さらに同講演内容等を含むNHK厚生文化事業団編『精神薄弱児のために サムエル・カーク博士講演集』が1966(昭和41)年に、研究成果を翻訳した『精神薄弱児の教育』が1967(昭和42)年に出版され、講演会や同書等を通して多くの精神薄弱児教育に関する拒食員や保護者らに「教育可能性」概念は広められたのである。

精神薄弱児教育においては、戦前から「社会生活能力の形成を促す点から精神薄弱教育の必要性を主張する」(堀,2011,87)議論がなされ先駆的实践が模索されており、そうした動きが戦後青島養護学校「バザー単元学習」等の教育実践等へ結実していった。しかしながら就学前期の障害乳幼児に関しては、それらの議論では教育の意義等に関して十分深められる状況にはなかった。その中でカークの「教育可能性」(educable)や精神薄弱児の教育の権利への言及、保護者支援の必要性は、外部からの「刺激」として、特に障害児をもつ保護者や特殊学級担任教員等に影響を与えた。その結果、障害乳幼児の支援に取り組む動きが日本国内で都市部を中心としながら加速していくのである。具体的な動きとしては全国各地で「親たちによる、あるいは学生等のボランティアによる精神薄弱幼児の指導」が行われるよう

になっていくのである(全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編,1972,174-179)。

このような健診体制と「教育可能性」の指摘等を受け、障害乳幼児支援の場を創設する試みが徐々に広がっていくことになる。特に三歳児健診が保健・医療領域を中心に制度設計がなされたため、病院や大学、及びその附属機関で医師等による障害乳幼児への支援実践の試行がこの時期に確認されている。具体的には「九州厚生年金病院」小児科部長であった高木俊一郎や同病院心理治療室長であった坂本龍生らによる1962(昭和37)年北九州市「いずみの幼稚園」等が確認されている。

また東京都でも都立七生福祉園幼児訓練棟が設置された。東京都は精神薄弱児施設への幼児の措置が法令上困難であったため、1969(昭和44)単独事業として精神薄弱幼児訓練部門である幼児訓練棟を七生福祉園に設置したのである。職員は保母、児童指導員とともに、心理職、理学療法士、作業療法士、そして囑託の医師、看護婦で構成されており、入所施設で初めて理学療法士、作業療法士を配置する等、福祉と医療領域の専門職による専門的な療育支援体制の構築が目指された。しかし、対象となったのは3～5歳の軽度および中度児であり(愛の手帳3～4度に該当)、保護者のいない幼児や、貧困、単身(母子)家庭等養育が困難な事例とされていたため、一般家庭の障害乳幼児は支援対象として措置はなされなかった。定員も施設の制約上50名であった(日本精神薄弱者愛護協会,1969,17-22)。東京都においても精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設は法令上

幼児を措置することが困難であり、単独事業として七生福祉園幼児訓練棟設置を行ったものの、支援対象は限定的であった。

このような先駆的な施設等の設置が試みられていたものの、国の早期支援に関する障害乳幼児支援施策の充実や事業化はほとんどなされていなかった。1957(昭和32)年「児童福祉法の一部を改正する法律」³⁾により「精神薄弱児施設」の下に「精神薄弱児通園施設」が加えられ在宅知的障害児支援体制が整備されつつあったものの、「精神薄弱児通園施設」の主な支援対象は就学免除・猶予を受けた学齢児であった。

従って1960年代中期頃までの日本においては、障害乳幼児の「早期発見」が進み、早期支援の有効性も指摘されていたものの、それに応じた早期支援の場の整備は国の政策・施策では十分進められず、具体的な事業化は立ち遅れていた。そのためこの1960年代中期頃までの早期発見体制整備とともに早期対応のニーズが顕在化してゆくことになる。このニーズへの対応の具体的な動きが1960年代中期以降急速に確認されていくようになるのである。

(2) ソーシャル・アクションとしての幼児グループの創設

1960年代療育機関の設置数が少なく、支援を受けられる障害乳幼児が限定される中で、三歳児健診等で早期発見された障害乳幼児は、保育所、幼稚園での受け入れがなされない場合、在宅を余儀なくされる事例が増加していた。つまり1960年代中頃から日本では「在宅障害児」の増加状況にあった。そのような中で障害乳幼児を持

つ保護者は十分な支援や社会からの理解が得られず、強い「育児ストレス」を有していたと言われている（田中・渡邊,2011,115）。

保護者らの中にはこうした現状を継続するのではなく、在宅障害児をもつ保護者同士が、障害児支援の場と、保護者同士が集う場が求められ、場の設置が行政に求められたり、自ら幼児グループを創設したりする動きを起こしていったのである。こうした動きと同時期に編纂された『社会福祉事業辞典』の「ソーシャル・アクション」では、「社会問題を解決」する、「社会的に望ましい目的を達成する」ため、「個人や団体を組織」して、「議会や行政機関に立法的・行政的措置をとらしめ、あるいは社会事業の運営に影響を与えようとする集団の組織的・合理的な努力」と記されており、保護者らの支援の場を行政に請願等する動きはこのソーシャル・アクションの動きと合致する。

実際に東京都では田中・渡邊（2011）によれば、1960年代後半には障害児をもつ「当事者」である保護者により幼児グループが立ち上げられる、あるいは幼児グループの創設が行政に求められる等により幼児グループが創設され、さらに1970年代に入ると地域で保護者たち自身が創設する幼児グループが拡大していった展開過程が確認されている。この幼児グループの創設に関しては、「保護者集団が障害児の支援の場と同時に、自分たちが仲間を作る場を求め、幼児グループを設立することへ向かったこと」に特徴があるといえる（田中・渡邊,2011,124）。この当時は就学猶予・免除児も在宅障害児に多く含まれ

ていたため、幼児グループの中には学齢児を含むものも少なくなかった。また支援の場を確保も容易ではなかったため、自宅を解放するケースや、公民館、教育センター、福祉センター等の公共機関を借りて、設置するものも少なくなかった。保護者らは上記のソーシャル・アクションに示されるような行政への働きかけのみならず、自ら既存の社会資源を活用し、支援の場を創設するという直接的な活動も行っていたことが確認できる。

今日においてもソーシャルワークでは社会福祉士による「制度の未整備や社会資源の不足」等により、「福祉政策に基づく制度から排除されている人々」を対象とした「問題の可視化」「人々の意識改革」「非制度的および制度的サービスの創設」等のソーシャル・アクションの重要性が指摘されているが（高良,2015,127）、1960年代には障害乳児を持つ保護者により非制度的な支援の場の創設がなされていたのである。

（3）教員によるソーシャル・アクション

東京都を事例とし、幼児グループの創設推進の背景要因を検討すると、二つの要因が確認できる。

一点目は幼児グループの創設、経営を支援する東京都の単独事業である「心身障害児通所訓練事業」の実施である。東京都議会に対し幼児グループの保護者と幼児グループを支援する教員等から、幼児グループの指導員や、場の確保に関連して助成事業の整備に関する陳情、請願がなされた（田中・渡邊,2012,21）。この陳情・請願が採択されたことを受け、東京都は1970

(昭和 45) 年に「心身障害児通所訓練事業」を実施し、10 名以上の乳幼児等を支援する幼児グループに対して、1 グループ 50 万円の助成を 20 ヶ所に対して開始したのである。この助成事業は、1971 年度一ヶ所 50 万円×37 ヶ所、1972 年度 60 万円×45 ヶ所、1973 年度 100 万円×52 ヶ所と徐々に助成拡大が図られていった。この「心身障害児通所訓練事業」は受給条件に係る制約が少なく、大学や教会といった既存の施設から児童館等を活動の場としている幼児グループ等まで幅広く利用できる点、幼児グループの立ち上げにも助成が可能だった点等から東京都内の幼児グループに広く活用され、幼児グループの創設、経営安定に寄与していった。この「心身障害児通所訓練事業」の開始、拡充により、東京都では幼児グループの創設が一層加速していったのである。

もう一点が 1971 (昭和 46) 年に創設された幼児グループ間の連携等を目的に結成された「障害をもつ子どものグループ連絡会」である。この障害をもつ子どものグループ連絡会は結成に先立ち、1970 (昭和 45) 年 12 月 4 日に第一回の準備会を行っており、そこで準備委員の任命と準備会事務局設置が行われた。準備委員 5 名には幼児グループの保護者 2 名、幼児グループ指導員 1 名、教育相談所相談員 1 名、特殊学級教員 1 名が含まれており、事務局員には東京都心身障害者福祉センター職員 3 名 (うち一人はケースワーカー)、東京都立墨田児童相談所児童福祉司 1 名、特殊学級担任 1 名の体制がとられた。

この事務局員を務めた特殊学級担任が調布市立調布中学校教諭横田滋であった。

横田は「心身障害児通所訓練事業」が事業化された 1970 年 9 月に同事業に採択された幼児グループの数が少ないことを聞き、幼児グループ支援に取り組んでいた東京都心身障害者福祉センター職員と連携を取り、幼児グループ間の連携を模索している (障害をもつ子どものグループ連絡会編, 2012, 16)。

障害をもつ子どものグループ連絡会は結成の目的として、保護者からは「どこにどんなグループがあってどんな活動をしているのか」「そこではどんな保育が行われているのか」「指導者やお金はどうしているのか」と東京都内の幼児グループの動向および幼児グループ経営に関するニーズに対応することが求められていた。一方で特殊学級担任からは次のようなニーズが示されていた。

障害のない子は現在ではほとんど保育園や幼稚園で集団の教育をされてから学校に入学してきます。ところが、少しでも障害があると、保育園や幼稚園からしめ出されてしまうので、全く集団としての教育を受けないまま特殊学級に入級してきます。そのため、どうしても障害の軽い子しか入級させられないのです。ぜんぶの障害をもつ子どもが幼児期の集団保育をうけていれば、今よりもっともっと重い障害の子まで特殊学級に受け入れられるはずです。そして、障害の軽い子は、今よりもっとのびているでしょう。だから、ぜひすべての地域に幼児グループをつくってほしい (障害をもつ子どものグループ連絡会準備会ニュース No.1)

つまり当時の特殊学級担任は障害乳幼児支援体制整備の遅れにより特殊学級において障害の程度による「選抜」が生じているという課題意識を持ち、障害乳幼児支援の場として幼児グループが整備されることにより、特殊学級教育の「効果」向上が見込まれるという想定の下、幼児グループの創設促進を図るために障害をもつ子どものグループ連絡会の結成を求めていることが読み取れる。

東京都教職員組合障害児学級部に属していた横田は、このような特殊学級担任のニーズを把握しながら、幼児グループ創設に携わる保護者、東京都心身障害者福祉センターの保母、ケースワーカーと連携し、幼児グループ間の連携を目的として結成されたネットワーク組織である障害をもつ子どものグループ連絡会を結成していった。そして横田は幼児グループを創設させる保護者らに助成金の申請等の具体的な行政との折衝について助言を行う、幼児グループ創設に向けて既存グループの創設時の情報や具体的な実践の取り組み等の情報提供を「ニュース」「学習会」等を通して行い、障害乳幼児支援の場として幼児グループの創設を支援し、社会資源開発に尽力していったのである。

つまり 1960 年代～1970 年代の東京都における障害乳幼児支援において、特殊学級教員は特殊学級教育との関連から幼児グループの創設を促進していく必要性を認識しており、具体的に横田をはじめとする特殊学級教員が障害をもつ子どものグループ連絡会を媒介としながら保護者と保母、ケースワーカー等の福祉専門職と

もに幼児グループ創設に携わっていたのである。このような教員によるソーシャル・アクションが同時代に確認でき、その結果早期発見後の障害乳幼児支援のための幼児グループの創設という社会資源開発が推し進められていった。こうした動きはその後東京都内での幼児グループおよびその保護者による運動の「一体化」を促進し、障害乳幼児支援に関する政策、施策の推進を求める運動の原動力となり、障害乳幼児の医療や就学、保育所就園等の更なる支援の充実等の実現へとつながっていったのである。

IV. 考察と今後の課題

本研究では「ソーシャルワーク的支援」の展開過程における教員の果たしてきた役割を障害乳幼児支援の観点から検討することを目的とした。

その結果、戦後日本の障害乳幼児支援の歴史を紐解くと、教員による「ソーシャルワーク的支援」の萌芽が見て取れた。東京都の幼児グループの事例から、保護者や特殊学級担任教員といった特殊教育関係者等が支援の場として幼児グループ創設に関与するソーシャル・アクションが確認できた。特に障害乳幼児支援の場合、社会的ニーズは教育、福祉、保健医療等の各分野のニーズが「混在」しており、各分野の「専門職」等が連携し、「共同的」に対応していた点が確認された。

このことは、当時福祉（保育）領域や教育領域での支援にアクセスできず、多くが在宅状態にあった在宅障害乳幼児と保護者が、幼児グループの創設を通して地域社会とつながりを持ち、保育所、幼稚園、小

学校特殊学級等へとつながり、障害乳幼児が地域で他の乳幼児との「共生」を歩み出すという、社会問題への対応過程の一つを示している。そして戦後日本において保母や保健婦に関しては、浅賀（1951）、厚生省児童局編（1957）等に代表されるように、その支援をケースワークと関連してとらえようとしていた動きがあったことが確認できる中で、教員に関しても「ソーシャルワーク的支援」の展開過程に関与していたことを明らかにするものでもある。

本研究のような戦後日本の教育および療育領域における「ソーシャルワーク的支援」を体系的にまとめたもの研究はまだ十分な蓄積がなされているとは言い難い。従って、今後教育領域においてスクールソーシャルワークの進展を図る観点からは、今日にいたるまでの日本国内において「ソーシャルワーク的支援」を担ってきた教育領域の取り組み、教育機関や教職員の役割をさらに実証的に検証し、これまでの取り組みの到達点や課題を明らかにする必要があると考えられる。そのような作業は、今日幼児児童生徒の家庭を取り巻く問題が複雑化する中で、スクールソーシャルワークやスクールソーシャルワーカーの導入等を含む学校の組織的対応力の強化を図る「チーム学校」体制導入の論議においても示唆をもたらすであろう。

療育領域においても十分明らかにされているとは言い難いその展開過程を検討する上で、どのような支援がなされてきたのかを明らかにする一つの視座として「ソーシャルワーク的支援」の展開過程を検討することは有意義であると考えられる。

その意味で本研究は障害乳幼児支援領

域におけるソーシャルワーク研究の端緒である。今後本研究で報告した特殊学級教員の取り組みの内実やその意義を事例検討の積み重ねを進め、多角的に検証する作業等が求められる。この点に関しては今後の課題としたい。

付記・謝辞

本研究は山梨県立大学平成28年度地域志向教育研究プロジェクト（COC 事業）「日本国内におけるソーシャルワーク的支援に関する研究—道志村に見る「市町村」レベルでの取り組みとその歴史—」（研究代表者：大津雅之）の一環として行われた。

また本研究の一部は日本社会福祉学会第64回（2016年度）秋季大会にて口頭発表を行った。

引用・参考文献

- 浅賀ふさ（1951）『ソーシャルケースワーク—保母と保健婦のために—』公衆衛生社。
- Kirk, S. A. (1958) 「Early Education of the Mentally Retarded」 『An experimental study』. Urbana, Illinois, University of Illinois Press.
- 学校福祉研究会編（1963）『学校福祉の理念と方法』黄十字会出版部。
- 堀 智久（2011）「教育心理学者・実践者の教育改革運動と精神薄弱児の社会生活能力への着目—精神薄弱教育の戦時・戦後占領期—」 『社会学ジャーナル』 (36),81-100.
- 一瀬早百合（2013）「療育機関におけるソーシャルワーク—早期療育を中心に—」 日本女子大学 『社会福祉』 54,25-36.

- 石田 敦 (1986) 「アメリカにおけるスクールソーシャルワーク論の動向—ケースワーク対システム変革をめぐって—」『ソーシャルワーク研究』12(2),112-117.
- 石田 敦 (1987a) 「スクールソーシャルワーク論」『龍谷大学大学院研究紀要人文科学』8,204-207.
- 石田 敦 (1987b) 「アメリカにおけるスクールソーシャルワーク論の動向 2—その独自の機能をめぐって—」『ソーシャルワーク研究』13(1),61-65.
- 石田 敦 (1989) 「学校教育とスクールソーシャルワーカー—教師とソーシャルワーカーの役割関係を通して」『美作女子大学・美作女子大学短期大学部紀要』(34),16-23.
- 加藤正仁 (1997) 「早期療育」日本精神薄弱者福祉連盟編『発達障害白書戦後 50 年史』日本文化科学社, 197-215.
- 厚生省児童局編 (1957) 『保育児童のケースワーク事例集』日本児童福祉協会.
- NHK 厚生文化事業団編 (1966) 『精神薄弱児のために—サムエル・カーク博士講演集』日本放送出版協会.
- 日本精神薄弱者愛護協会 (1969) 『愛護』135.
- 大崎広行 (2012) 「日本における学校福祉行政施策の展開に関する歴史的研究」『目白大学総合科学研究』8,11-26.
- 大津雅之・高木寛之・田中謙 (2016) 「ソーシャルワーカーがソーシャルワーク機能を担ってきた者に向けるべき視座」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』(12),113-124.
- 澤田英三 (2009) 「制度化以前の保育所における障害児保育についての事例報告」『安田女子大学紀要』37, 169-178.
- 柴崎正行 (1997) 「統合保育の歴史」『保健の科学』39(10),673-678.
- 障害をもつ子どものグループ連絡会編 (2012) 『はばたけ子どもたち 障害をもつ子どものグループ連絡会 40 年の歩み』.
- 高松鶴吉 (1985) 「地域療育システムについて」『ソーシャルワーク研究』10(4),263-267.
- 高良麻子 (2015) 「社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握」『社会福祉学』56(2),126-140.
- 田中 謙・渡邊健治 (2011) 「戦後日本の障害幼児支援に関する歴史的研究—1950年代～1970年代前半の幼児グループの役割を中心に—」『SNE ジャーナル』17(1), 105-128.
- 田中 謙・渡邊健治 (2012) 「戦後日本における障害幼児支援に関する一研究—1970年代～80年代の『障害をもつ子どものグループ連絡会』を中心に」『学校教育学研究論集』(25), 15-30.
- 田中 謙 (2015a) 「戦後日本の障害乳幼児支援の展開過程における教育行政の動向—幼稚園および養護学校幼稚部に焦点を当てて—」山梨県立大学人間福祉学部教育経営研究室年報『教育経営研究』1(1),42-57.
- 田中 謙 (2015b) 「戦後日本の障害乳幼児支援における幼児グループの展開過程の特質—東京都東村山市「愛の園幼児室」を事例として—」山梨県立大学人間福祉学部教育経営研究室年報『教育経営研究』1(1),33-41.

田中 謙 (2016a) 「戦後日本の障害乳幼児支援の展開過程における福祉行政の動向—保育所に焦点を当てて—」山梨県立大学人間福祉学部教育経営研究室年報『教育経営研究』2(1),26-44.

田中 謙 (2016b) 「戦後日本の障害乳幼児支援の歴史における幼児グループの展開過程の特質Ⅱ—「わかくさグループ」「なかよしぐる〜ぷ」での大学生の活動に焦点を当てて—」山梨県立大学人間福祉学部教育経営研究室年報『教育経営研究』2(1),45-60.

田中 謙 (2016c) 「戦後日本の障害乳幼児支援の歴史における幼児グループの展開過程の特質Ⅲ—「あすなろ会」「杉並つくしんぼ会」での大学生の活動に焦点を当てて—」山梨県立大学人間福祉学部教育経営研究室年報『教育経営研究』2(1),61-81.

田中 謙 (印刷中) 「障害児保育の歴史的変遷」小川英彦編著『基礎から学ぶ障害児保育』ミネルヴァ書房.

塚本 哲・大塚達雄・浦辺 史・孝橋正一
監修 (1966) 「ソーシャル・アクション」
『社会福祉事業辞典』ミネルヴァ書房,141.

山下英三郎 (2003) 『SSW 学校における新たな子ども支援システム』学苑社
全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者
愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編
(1972) 『精神薄弱者問題白書 1972 年版』日本文化科学社.

41 年施行。

3) 昭和 32 年 4 月 25 日法律第 78 号。

1) 昭和 38 年 4 月 5 日児発第 406 号厚生省
児童家庭局長通知。

2) 昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号。翌

**Historical Study on the Role of School Personnel for the
Development of Social Work
—A Case Study of the Approaches for Young Children with
Disabilities—**

TANAKA Ken · OTSU Masayuki · TAKAGI Hiroyuki

Abstract

The goals of the study were to reveal the characteristics of the role of school personnel for the development of social work. In particular, focused on during the 1960's~1970's.

As a result, it was known fully the history of germination of “social work support” in the history of the approaches for young children with disabilities. Social action relevant to develop new young children groups by the guardian and special class teachers was confirmed, in particular for young children groups in Tokyo.

Therefore, as for the developmental process of social work, it became clear that the teacher participated in development at “social work support”.

Keywords: